

西尾市物品等賃貸借契約約款

(総則)

第1条 賃借人及び賃貸人は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする賃貸借の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 賃貸人は、契約書記載の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）中、この賃貸借の目的物（以下「物件」という。）を賃借人に貸与し、賃借人は、その賃貸借料を支払うものとする。

3 賃貸人は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は賃借人と賃貸人との協議がある場合を除き、物件を賃貸借するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

4 賃貸人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

8 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停については、日本国の裁判所をもって合意による専属管轄とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、賃借人及び賃貸人は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、賃借人及び賃貸人は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

4 賃借人及び賃貸人は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 賃貸人は、賃借人に貸与した物件を第三者に貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得た場合は、この限りではない。

(善良な管理者としての義務)

第4条 賃借人は物件を賃貸人の指示する温度、湿度、その他良好な環境の保持等、善良な管理者としての注意をもって、当該物件を管理しなければならない。

- 2 賃借人は、物件を第三者に貸与し、又はいかなる権利の目的に供してはならない。

(条件変更等)

第5条 賃貸人は、賃貸借を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに賃借人に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 仕様書等の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 賃借人は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、賃貸人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、賃貸人が立会いに応じない場合には、賃貸人の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 賃借人は、賃貸人の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を賃貸人に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、賃貸人の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、賃借人は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、賃借人は、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は賃貸人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等又は物件の賃貸借に関する指示の変更)

第6条 賃借人は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は物件の賃貸借に関する指示の変更内容を賃貸人に通知して、仕様書等又は物件の賃貸借に関する指示を変更するこ

とができる。この場合において、賃借人は、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は賃貸人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(物件の保守等)

第7条 賃貸人は、賃借人の業務に支障をきたさぬよう常時物件の保守の責めに任じなければならない。

ただし、賃借人の故意又は過失による場合はこの限りではない。

2 賃借人の事情により、物件について特別な保守を必要とするときは、賃貸人の承諾を得なければならない。

3 第1項ただし書及び前項の場合において、必要を生じた費用については、すべて賃借人の負担とする。

4 賃貸人若しくは賃貸人の使用人等を物件の保守管理のため、賃借人の所有する施設に立入するときは、必ず身分証明書を提示して、賃借人若しくは賃借人の指示により職務を行う職員の承諾を得なければならない。

(他の機械器具の取付け)

第8条 賃借人は、物件に他の機械器具を取付けする必要があるときは、事前に賃貸人の承諾を得るものとし、取付けに要する費用は賃借人の負担とする。

(物件の移転)

第9条 賃借人は、物件を頭書の賃貸借場所から移転する必要があるときは、事前に賃貸人の承諾を得るものとし、移転に要する費用は賃借人の負担とする。

(賃貸借の中止)

第10条 賃借人は、必要があると認めるときは、賃貸借の中止内容を賃貸人に通知して、賃貸借の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 賃借人は、前項の規定により賃貸借を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は賃貸人が賃貸借の続行に備え賃貸借の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは賃貸人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(賃借人の請求による賃貸借期間の短縮)

第11条 賃借人は、特別の理由により賃貸借期間を短縮する必要があるときは、賃貸借期間の短縮変更を賃貸人に請求することができる。

2 賃借人は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は賃貸人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(賃貸借期間の変更方法)

第12条 賃貸借期間の変更については、賃借人と賃貸人とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、賃借人が定め、賃貸人に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、賃借人が賃貸人の意見を聴いて定め、賃貸人に通知するものとする。
- ただし、賃借人が賃貸借期間の変更理由が生じた日（前条の場合にあっては、賃貸人が賃貸借期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、賃貸人は、協議開始の日を定め、賃借人に通知することができる。

（契約金額の変更方法等）

第13条 契約金額の変更については、賃借人と賃貸人とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、賃借人が定め、賃貸人に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、賃借人が賃貸人の意見を聴いて定め、賃貸人に通知するものとする。
- ただし、賃借人が契約金額の変更理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、賃貸人は、協議開始の日を定め、賃借人に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、賃貸人が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に賃借人が負担する必要な費用の額については、賃借人と賃貸人とが協議して定める。

（一般的損害）

第14条 賃貸借期間内に、物件に生じた損害その他賃貸借を行うにつき生じた損害（次条に規定する損害を除く。）については、賃貸人がその費用を負担する。ただし、その損害のうち賃借人の責めに帰すべき事由により生じたものについては、賃借人が負担する。

（不可抗力による損害）

第15条 賃貸人は、天災その他の不可抗力により、物件に重大な損害を受け、これにより物件の賃貸借が不可能となったときは、賃借人に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書面を提出し、契約の解除を請求することができる。

- 2 賃借人は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、賃貸人が明らかに損害を受け、これにより賃貸借が不可能となったことが認められる場合は、賃貸人の契約の解除の請求を承認するものとする。

（物価等の変動に基づく契約金額等の変更）

第16条 賃借人又は賃貸人は、賃貸借期間内に予期することのできない異常な物価等の変動により、契約金額が著しく不適當であると認められるに至ったときは、賃借人と賃貸人とが協議の上、契約金額又は仕様書等の内容を変更することができる。この場合における協議については、第6条、第13条の規定を準用する。

（検査）

第17条 賃借人又は賃借人が検査を行うものとして定めた職員は、賃貸借が完了した日から10日以内に、仕様書等に定めるところにより、検査を実施しなければならない。

（賃貸借料の支払い）

第18条 貸貸人は、前条の検査に合格したときは、貸貸借料の支払いを請求することができる。

2 賃借人は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求を受けた日から30日以内に貸貸借料を支払わなければならない。

3 賃借人がその責めに帰すべき事由により前条の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（一部完了払い）

第19条 貸貸人は、貸貸借完了前に一定期間ごとの完了部分（以下「一部完了部分」という。）があるときは、一部完了部分に相当する金額を請求することができる。この場合において、第17条中「貸貸借」とあるのは「一部完了部分に係る貸貸借」と、前条中「貸貸借料」とあるのは「一部完了部分に係る貸貸借料」と読みかえて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により貸貸人が一部完了部分に相当する金額を請求することができる回数は、1年あたり12回を超えることができない。

3 前項の一部完了部分の支払い回数については、あらかじめ賃借人と貸貸人とは協議の上、この契約の締結と同時に別紙支払い予定表を作成しなければならない。なお、請求する金額に1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り捨てて請求するものとし、貸貸借期間の最終の請求で精算する。

（第三者による代理受領）

第20条 貸貸人は、賃借人の承諾を得て貸貸借料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 賃借人は、前項の規定により貸貸人が第三者を代理人とした場合において、貸貸人の提出する支払い請求書に当該第三者が貸貸人の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第18条（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

（一部完了払の不払いに対する貸貸借の中止）

第21条 貸貸人は、賃借人が第19条において準用される第18条に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、貸貸借を一時中止することができる。この場合においては、貸貸人は、その事由を明示した書面により、直ちにその旨を賃借人に通知しなければならない。

2 賃借人は、前項の規定により貸貸人が貸貸借を一時中止した場合において、必要があると認められるときは貸貸借期間若しくは契約金額を変更し、又は貸貸人が増加費用を必要とし、若しくは貸貸人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(危険負担)

第 22 条 物件の引渡し前に賃借人、賃貸人双方の責めに帰することのできない事由により滅失又はき損等したときの損害は、すべて賃貸人の負担とする。

(契約不適合責任)

第 23 条 賃貸人は、物件の引渡し後に契約不適合が発見されたときは、賃借人の指定する日までに、自らの負担において物件を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 24 条 賃貸人の責めに帰すべき事由により賃貸借を履行することができない場合においては、賃借人は、損害金の支払いを賃貸人に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額から第 19 条の規定による一部完了払いに係る賃貸借料を控除した額（1,000 円未満の端数金額及び 1,000 円未満の金額は切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額とする。

3 前項の損害金に 100 円未満の端数があるとき、又は損害金が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。

4 賃借人の責めに帰すべき事由により、第 18 条（第 19 条において準用する場合を含む。）の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合においては、賃貸人は、未受領代金につき、遅延日数に応じ、契約日における支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払を賃借人に請求することができる。

(談合その他不正行為に係る措置)

第 25 条 賃借人は、賃貸人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は賃貸人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃貸人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が賃貸人又は賃貸人が構成事業者である事業者団体（以下「賃貸人等」という。）に対して行われたときは、賃貸人等に対する命令で確定したものをいい、賃貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措

置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、賃貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 賃貸人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 賃貸人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 賃貸人が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（暴力団等排除に係る措置）

第26条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協

力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している
と認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これ
を利用するなどしていると認められるとき。

2 貸貸人が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号の
いずれかに該当した場合に適用する。

3 賃借人は、前2項の規定により契約を解除したときは、これによって生じた賃借人の損害の賠償を賃
貸人に請求することができる。

4 前項の場合において、貸貸人が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して賃
借人に支払わなければならない。貸貸人が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又
は構成員であった者についても、同様とする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第27条 賃貸人は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）
又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれ
を要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）
を受けた場合は、賃借人への報告及び警察へ被害届を提出しなければならない。

2 賃借人は、賃貸人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠っ
たと認められる場合は、西尾市の調達契約からの排除措置を講ずることができる。

(賃借人の解除権)

第28条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、賃貸借を履行することができないと明らかに認められるとき。

(2) 契約の履行につき不正な行為があったとき。

(3) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、賃借人の職員の指示に従わないとき、又はその職務を妨
害したとき。

(4) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。

(5) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができ
ないと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、賃貸人は、契約金額の10分の1に相当する額を
違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

第29条 賃借人は、第25条、第26条及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 賃借人は、前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、第25条及び第26条の規定による契約の解除において、賃貸人に損害を及ぼしても賃借人はその責めを負わない。

(賃貸人の解除権)

第30条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定により仕様書等を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第10条の規定による賃貸借の中止期間が賃貸借期間の10分の5を超えたとき。

(3) 賃借人が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 賃貸人は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を賃借人に請求することができる。

(解除の効果)

第31条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する賃借人及び賃貸人の義務は消滅する。ただし、第19条に規定する一部完了部分については、この限りでない。

2 賃借人は、前項の規定に関わらず、契約が解除された場合において、賃貸人が既に賃貸借を履行した部分（第19条の規定により一部完了に係る部分がある場合には、当該部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）を検査の上、当該検査に合格した既履行部分に相応する賃貸借料（以下「既履行部分賃貸借料」という。）を賃貸人に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分賃貸借料は、賃借人と賃貸人とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、賃借人が定め、賃貸人に通知する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第32条 賃貸人は、第25条第1項各号のいずれかに該当するときは、賃借人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、賃貸借期間に支払いを予定する賃貸借料の総額の10分の2に相当する額を賃借人が指定する期限までに支払わなければならない。賃貸人がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、第25条第1項第1号から第3号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他賃借人が特に認める場合は、この限りでない。

2 賃貸人は、第25条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、賃貸借期間に支払いを予定する賃貸借料の総額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 第 25 条第 1 項第 1 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。
- (2) 第 25 条第 1 項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、賃貸人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 賃貸人が賃借人に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前 2 項の規定にかかわらず、賃借人は、賃借人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、賃貸人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、賃貸人が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して賃借人に支払わなければならない。賃貸人が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(物件の返還)

第 33 条 賃借人は、物件を返還する場合には、原形に復し、返還するものとし、賃貸人は、直ちにこれに応じなければならない。

2 物件返還後における、頭書の賃貸借場所の補修については、賃借人の責めにより行うものとする。ただし、賃貸人の故意又は過失により賃借人の所有する財産等に損傷を与えたときの補修については、賃貸人の責めにより行うものとする。

3 賃貸人は、物件に賃借人の故意又は過失により欠損があると認めたときは、物件の返還を受けた日から 7 日以内にその旨を賃借人に通知するものとする。この場合において、賃貸人は賃借人に対して損害の賠償を請求することができる。

(保 険)

第 34 条 賃貸人は、任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものをすみやかに、賃借人に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 35 条 賃貸人がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃借人は、その支払わない額に賃借人の指定する期間を経過した日から賃貸借料支払の日まで契約日における支払遅延防止法の率で計算した利息を付した額と、賃借人の支払うべき賃貸借料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、賃借人は、賃貸人から遅延日数につき契約日における支払遅延防止法の率で計算した額の延滞金を徴収する。

(契約外の事項)

第36条 この約款に定めのない事項については、西尾市契約規則の定めるところによるほか、必要に応じて賃借人と賃貸人とが協議して定める。

附 則

この契約約款は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この契約約款は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この契約約款は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この契約約款は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この契約約款は令和2年7月1日から施行する。

附 則

この契約約款は令和3年4月15日から施行する。

附 則

この契約約款は令和7年4月1日から施行する。